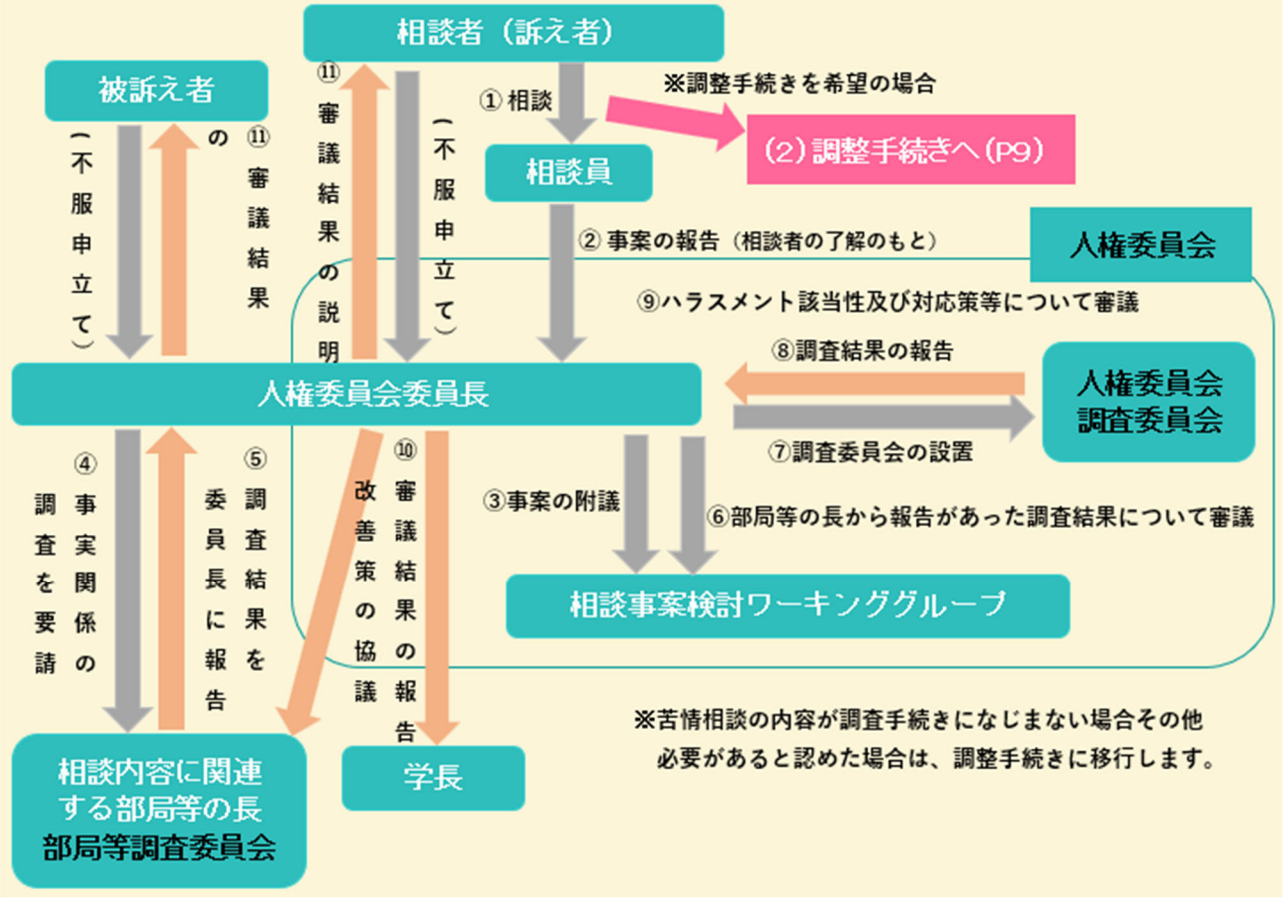
セクシュアル・ハラスメント等及びカスタマーハラスメントを除くハラスメントの場合

（１）調査手続きの場合



①相談者は、相談員に相談する。
②相談員は、相談者の了解を得て、人権委員会委員長（以下、「委員長」という）に報告する。
③委員長は、相談員から相談者が調査を希望しているとの報告を受けたときは、相談事案検討ワーキンググループ（以下、「WG」という）に諮る。

◇部局等調査委員会の場合
④委員長は、相談内容に関連する部局等の長に、事実関係の調査を要請する。
※ただし、苦情相談等が部局等の長の言動に関するものである場合その他 WG が必要と認める場合は、人権委員会に調査委員会を設置する。
⑤部局等の長は、部局等に調査委員会を設置し、調査要請を受けたときから6か月以内にその結果を委員長へ報告する。ただし、やむを得ない事由があるときは、相当期間その期間を延長する。
⑥委員長は、部局等の長から報告された結果を WG に諮り、ハラスメント該当性及び対応策について審議する。
→ ⑩ ⑪ へ

◇人権委員会委員会の場合
⑦苦情相談が部局等の長に関するものである場合又は部局等における調査に適しないと WG が認めた場合は、人権委員会に調査委員会を設置する。
⑧人権委員会調査委員会は、同委員会が設置されたときから6月以内に、調査結果を委員長に報告する。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。
⑨委員長は、人権委員会調査委員会から調査結果の報告を受けたときは、人権委員会に諮り、ハラスメント該当性及び対策等について審議する。

⑩委員長は、審議結果を学長及び部局等の長に報告する。
⑪委員長は、審議結果を訴え者及び被訴え者に説明する。